⑵　一般会計予算と国内総生産

①　一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

（表１）　一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A)（億円）	うち基礎的財政収支対象経費(B)（億円）	国内総生産(C)（名目・兆円程度）	(A)／(C)（％程度）	(B)／(C)（％程度）
25　年　度	926,115	703,700	484.2	19.1	14.5
26　年　度	958,823	726,121	500.4	19.2	14.5
26年度の対前年度伸率	3.5％	3.2％	3.3％程度	—	—

㈱１．25年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

２．25年度及び26年度の(C)欄は、26年度政府経済見通しによる。（25年度は実績見込み、26年度は見通し）

②　なお、26年度の政府支出の額は、126.7兆円程度であり、25年度実績見込みに対して、2.6％程度の増加となる見込みである。

⑶　一般会計歳入予算

①　租税及印紙収入は、現行法による場合、25年度当初予算額に対して74,900億円増の505,860億円になると見込まれるが、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（25年10月１日閣議決定）での決定事項及びこれに追加して決定する事項等の税制改正を行うこととしている結果、25年度当初予算額に対して69,050億円（16.0％）増の500,010億円になると見込まれる。

また、その他収入は、25年度当初予算額に対して5,778億円（14.3％）増の46,313億円になると見込まれる。

②　26年度における公債金は25年度当初予算額を16,010億円下回る412,500億円である。公債金のうち60,020億円については、「財政法」（昭22法34）第４条第１項ただし書の規定により発行する公債によることとし、352,480億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平24法101）第２条第１項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、26年度予算の公債依存度は43.0％（25年度当初予算46.3％、補正（第１号）後予算43.7％）となっている。

（表２）　一般会計歳入予算の内訳

（単位：億円）

１．租税及印紙収入	
⑴　現行法を26年度に適用する場合の租税及印紙収入	505,860
⑵　税制改正による増△減収見込額	△　5,850
イ　「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項	△　5,410
ロ　イに追加して決定する事項	
a　個人所得課税	△　20
b　法人課税	△　280
c　消費課税	△　130
（内国税計	△　5,840）
ハ　関税	△　10
⑶　26年度予算額⑴＋⑵	500,010
２．その他収入	46,313
３．公　債　金	412,500
合　計	958,823

（表３）　公債依存度の推移〈当初予算ベース〉

（単位：億円、％）

年　度	一般会計予算規模(A)	公債発行額(B)	公債依存度（B／A）
22	922,992	443,030	48.0
23	924,116	442,980	47.9
24	903,339	442,440	47.6
25	926,115	428,510	46.3
26	958,823	412,500	43.0

㈱１．24年度の公債依存度については、基礎年金国庫負担２分の１ベース。

５．分野別の概要

⑴　東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、26年度においても、引き続き津波・地震災害や原子力災害からの復旧・復興に直結する取組を加速することとしている。このため、まちづくりなどの復興の加速化、早期帰還支援など福島の復興の加速などのための経費36,464億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

⑵　税制改正

平成26年度税制改正においては、デフレ不況からの脱却・経済再生に向けた税制上の措置、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援のための税制上の措置等、所要の措置を講ずる。

具体的には、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の一年前倒し廃止、交際費課税の緩和、給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正のための取組、車体課税の見直し等を行う。

⑶　公務員人件費

公務員人件費については、行政改革、公務員制度改革に着実に取り組み、公務員が使命感や誇りを持って職務に取り組める環境を作りつつ、その抑制に努めることとしている。

国については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平24法２）に基づく給与減額支給措置を実施しているが、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（25年11月15日閣議決定）において、同法の規定のとおり26年３月31日をもって終了することとしている。行政機関の定員については、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、重要課題には適切に対応しつつ増員を抑制し、1,203人の純減を確保することとしている。また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平24法96）に基づき退職手当を14.9％引き下げること等を着実に実施することとしている。その結果、26年度予算における国家公務員の人件費は、一般会計及び特別会計の純計で、50,996億円（25年度当初予算比2,767億円、5.7％増）となっている。なお、国家公務員の給与については、給与体系の抜本改革に取り組むこととしている。

地方については、定員純減、退職手当の引下げ等により、26年度においても引き続き給与関係経費の抑制を図ることとしている。